

宜敷くお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(三浦義) これにて質疑を終結いたします。

一議長(三浦義) これより討論を行ないます。

一(山下幸三) 議案第七十五号につきまして質疑を終了してただ今から討論に入らせていただきます。本案に關しては私共が現在までに至る建設委員会等におきましては当然その詳細な内容を十分審議いたしましたとして万全を期して行なつてきたわけですが七十五号議案のその一、その二につきましては現況におきましては建設委員会等については何うその内容についての審議が行なわれておりません。尚入札等については当然過去現在に至るまで町長の執行者代表としての招集権があります。当然この中に於ては議決機関としては入れに加わらなくては宜しいわけでありすが

先程前回の議案の時に大久保議員からの御質問が出ておりますが当然そのような内容を持つておるものならば重要案件である以上は担当委員会を全員招集すべきであらうとかように考えるわけであります。

内容については当然これは入札の段階でありますからこれに限といふのを特に加えておるものではないかもしれません。理事者間だけで行なうというならばそれえ可であります。議長、委員長を招集する場合には少なくとも担当委員会全員を招集して行なうべきである。それから私はあの第一段階としては一つ理事者に入つていただきたい。この際御提案申し上げます。その面についてただ今町長にこの件についてどのような考へがあるか一応聞きただしてみたい。当然私共が住民の代表として議会に選出されてゐる以上は建設工事があるいはそうした建設工事あらゆるものに対して当然審議を重ね

なければならぬという段階でありますけれども、そうした場合に今後ほとんど議案の提出は間に合わないという段階となります。と入れ等に至るまで立案設計からなされてその工事が完成し契約締結の時に初めてその内容を知ることとは非常にわれわれ住民に対して申しわけないのであります。そういう内容について町長からの御意見を求めたいと考えます。

町長(瀬上清蔵) ただ今山下議員からの御発言であります。自分といましては山下議員の御指摘に対しては同感であります。繰り返すようでありますが先程の大久保議員からの議会の運営方に対してに関連いたしました色々な意見、御指摘があつたわけであります。その時にお答えいたしました通りであります。繰り返すようでありますが重要な工事施工にあたりましては勿論事前に所管委員会に御相談申し上げ

まして詳細に御了承を得ておるわけであります。

ただ今施工中のこの事業に対しては事前に委員会を開催いたしました。いづれ内容の説明は十分してあるはずでありますので、ただ今調査中でありまして、もし私共してあるつもりですが山下議員が御出席なされなかつた時であるかどうかその点調査しております。何れにいたしましては今後とも先程申し上げた通り必ず事前には所管の委員会に寄つていただつて十分内容の説明をして、して現在までやつてきた過程として、業者の選定も委員全員の御意見を尊重して、実施しておりますので、その点御了承ください。たいと思つます。と一番(山下幸三) ただ今町長から内容についてはお聞きしました。私はこうした場合だということについては特に私はただ今国会等で行なわれている重要法案審議等の内容を見ましては当然、ただ今では国会中の審査というものがしばしば行なわれて

きたので、私達議会としましてはなんうこの事務手続き中に欠陥等は見出せなかつたのであります。

勿論このようにスムーズにいつたのであります。が現状^況のように法律通りにえつていきすと自治法等に關する一つの規定がありますのでそれに基づいてえつていくという場合にはこういうような欠陥が出るわけであります。

これはなぜかと申しますと第一段階に事後、大体議会が予測されるといふ段階に立ちまして次の議会の段階におきまして議会の手続き、そういうしだ処理をこの議会までに間に合わせるようにしていだきたいという手続き担当者といふものが少なくとも議会を予測して、それに間に合わせていだきたい、そして議会でも十分付託事項あるいは審査付託事項といふしまして閉会中の審査なりを行なふは、かようなことは全くなくなるわけであります。

そういう点については事務手続き担当者にしては誠にお忙しいとは思いますが理事者の代表者がこの式をとるのでありますから執行機関としてはあらゆる努力をいだきまして次期の議会に必ず今後発生するところの建設問題あるいはそういう教育の建物問題等が十分議会に一端をのせられるということに処理手続きが着むということにえつていつてほしい、さようなことになればこれは各担当委員会がおそらく閉会中の審査ができるはずでございますから、そういう点に私は努力願いたいということを討論におきまして御要望申し上げます。

二十番(大久保郎) だが今の山下幸三議員の御意見ごえつとえでございます。

しかしながら實際にはわれ／＼議会が決めたい問題である。今後この問題には当然議会がどのようなにやつていくかと、決めていく問題でありましてはつきり申し上げれば今山下議員が

申し上げたように担当委員会だけわかつてゐるのではよくない
 実際には水道の関係、教育の關係にしては各委員がそれをして
 いなければならぬ、そうすることはどうしたうよいかというこ
 とは一番初めに出した所の自治法によつたところであり、本議会
 に決められたところの会議方式をとつて会期を必ず一週間なり
 十日なり会期を置いてその期間に提案して各委員会を開き
 最後の議事に於てそれを決定する その期間外における議
 案というものは全部の議員に徹底できるのであつて例え
 ばこれをかえても委員会を町長が招集してみてもこれは招
 集しても全部無効であると言ふことになりますので内閣的
 に考へないか、ざりにはあくまで一番初めに決めましたところの
 会期を週間なり五日なりの日数を設けて、その期間に委員
 会を開催してすべての問題を決定したら最後に議院を開いて
 決定するということになれば最終に決定したときにすでに全

議員が知つてゐるということになりますと住民の質問に対
 して道路の問題、下水の問題等の質問を受けられていかな
 る質問にも議員が答弁できるとこのような態勢が望ましいので
 はないかと私は考へますので、こういう關係については先程申し上
 げたように運送の委員については議運におきまして十分御審議願
 つて次回議会にはそれらの問題が討議出来ようようにお願い申
 し上げまして終ります

一議長(石川信義)これにて討論を終結いたします

一議長(石川信義)お諮りいたします

本件についてはただちに採決いたしたいと思ひますがこれに御異議あ
 りませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(石川信義)御異議なしと認めます

よつてこれより採決いたします、議案第百五号は原案通り決す

るに御異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

一議長（石川信義）御異議なしと認めます

よつて議案第セナ五号は原案通り可決いたしました

一議長（石川信義）日程第八福生町小口事業資金融資条例の一部改正につ

いて議案第セナ六号を議題に供します

事務局長をして議案の朗読をいたさせます

一事務局長（町田啓三）朗 読

一議長（石川信義）理事者から提案不理由の説明を求めます

一助役（篠崎俊夫）御説明申し上げます

農協、商協等にも下相談をいたしました結果この際連帯保証人の数を五万円と十万円の場合は一人以上三口と四口、十五万円と二十万円を借り入れる場合には二人以上現在の連帯保証人の数

を半分に（うそう）ということから本案を御提議申し上げた次第であります、原案通り御可決の程をお願い申し上げます

一議長（石川信義）これより質疑を行ないます

一十三番（大久保部）確実な保証人というのはどの程度をえつてされるか、

一助役（篠崎俊夫）条例にも保証人の要件はのつておるのであります、具体的には町から百万円の予算組をいたしまして貸付側の責任者であります、農協が確実であるかどうか具体的に判定してござるわけであります

一十三番（大久保部）了解

一議長（石川信義）これにて質疑を終結いたします

一議長（石川信義）お諮りいたします

本件については討論を省略したにちて採決いたしたいと思います、これに異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます)

よつてこれより採決いたします。議案第百七十六号は原案通り決するに御異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます)

よつて議案第百七十六号は原案通り可決いたしました。

一議長(石川信義) 日程第九福生町職員退職金支給条例の改正について

議案第百七十七号を議題に供します)

事務局長をして議案の朗読をいたさせます)

一十三番(大久保郎) 議案第百七十七号につきまして現在以降につきまして

は朗読を省略いたしましたして提案理由の内容の要旨説明を願います)

一議長(石川信義) お諮りいたします)

ただ今十三番議員より朗読を省略して重要説明とい

うことに御異議ございませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認め、さよういたします)

一議長(石川信義) 説明に入る前にミスプリントがありますので事

務局長をして訂正箇所を申し上げます)

事務局長(町田信三) 訂正箇所を説明

一助役(藤崎俊夫) 議案第百七十七号福生町職員退職金支給条例の改正案に

つて御説明申し上げます)

我が町の職員退職金支給条例は昭和三二年に制定されましてその

後二回に渡りまして一部改正は行なつておるのでございますが

国家公務員に於ては昭和三二年に職員の退職手当が引き上

げられ、これに準じまして地方公務員の退職手当につきまし

て改正を加えるように通達あり、都並に都下市町村の



取員の退任手当の支給条例を暫時改正されておるような事情にありますので、この機会に都から示された改正準則によりまして現行条例を改正いたすべくここに取員退任金条例の全文改正案を御提案申し上げる次第であります。

行を違つて御説明を申し上げますと第一条はこの条例に基く退任手当は一般取の常勤の取員に支給するものであつてしか臨時取員には支給しないということ、次の第三条は取員が退任した場合にはその者又死亡の場合の退任はその遺族に支給するものであり、又退任の日あるいはその翌日に再び取員となつた場合には退任手当は当然のことながら支給しないことを規定したものであつて、いづれも現行条例とその趣旨は同一でございます。次の第三条は一般の退任の場合の退任手当の支給率を定め規定でありまして今回の条例改正案中、えつとえ重要な部分でありまして支給率が第三条に記載されてゐるよう

に、一号から八号までに別れておりまして一年以上五年以下の期間については一年につき百分の六十、これは現行条例と全く同じであります。

六年以上十年以下の期間については一年につき百分の七十、これは現行条例と全く同じであります。この次からは現行条例と違つたのでありまして比較的長く勤務する者を優遇するために一年以上十五年以下の期間については現行条例では百分の八十となつておるのを十パーセント引き上げまして百分の九十に、十六年以上二十年以下の期間については現行条例では、これは百分の九十と相なつておりますのをこれを十パーセント引き上げまして百分の百に、それから二十年以上三十五年以下の期間については現行条例では一年につき百分の九十を百分の百十と、ここ

で百分の二十引き上げをなしておるのであります。

ここが一番引き上げの率が大きいののでございましてそこから低減

いたしまして二十六年以上三十年以下の期間について一年につき、
百分の百、現行条例ではこれは当時永年勤続者かほとんど
なかつたというところだと思ひます。百分の三十と馬鹿に
二二で率を落してあります。がそれを他の市町村の例になら
いまして少なからず下げていくという意味から百分の百と
し、三十一年以上四十年以下の期間については一年について百分の
八十、これえ現行条例では百分の三十となつております。が百分
の八十に四十一年以上勤めたる方には一律に一年につき百分の六十を
支給すると、二二というふうにしなうとするものであります。

都や北多摩の町村におきましては、この御提案申し上げた率より
えさうにより率を支給してあるものであります。が色々と財政
事情等もありまして、わが町としましては漸進的に改正いた
したと、考へてある次第であります。それから第三条の
二項におきましては現行条例では三年に満たない時は五割し

か支給しないということになつております。が、これは他の市町村の
準則にならうとして五年に満たないときには百分の七十五を支給
しようとして改正するものであります。

その次の第四条は傷病疾病による退職の場合の退職手当下
ありまして、在職中に傷病疾病にかかつてやめた場合には第三
条で計算した額に五割に相当する金額以内を加算する
又公務のために傷病疾病にかつた場合には十割に相当す
る額以内を加算するという規定でありまして、これは現行条
例と全くその趣旨は同じであります。

次の第五条は整理退職の場合の退職手当の規定でございます。
が整理退職の場合には現行条例では十割以内を加算した額
を支給するとなつております。がこれは整理退職は職員には
気の毒な退職でありますので、十割を加算した額、十割に固定
しようとするわけでございます。それから第五条の二項と三



項は新しく設けた規定でございまして整理による退職、いか
えますれば役場側の都合による退職は申し上げるまでもなく
本人の自由意志と全く違ひますので勤続年限の短い職員も救済し
ようという趣旨から退職手当の最少限の額をこの規定を押し入
ることによつて保証しようとするものであります。

例えて申し上げますと勤続二年未満でやめなければならぬ
といふしますとこの規定がございすると、いかに整理退職であ
りましては俸給月額額の百分の二百四十だけしか出せないののでござ
いますが多額の自治体の例にならういまして最低限度百分の三百六
十までは退職手当を保証しようといふことであります。

次の第六条の勸しよう退職の場合の退職手当これは新しく設け
た規定でありますして三十五年以上勤続しそのものの非違によるど
なく勸しようを受けりて退職した者勤続期間が十年以上で年
令五十五年以上となつて非違によることなく退職したもののこうした

勸しよう退職者に対しては五割以内を加算して支給する
ことが出来るようにしようとするものであります。

次の第七条は勤続期間の計算に対します、事務的な規定で
あります。次の第八条は懲戒免職あるいは禁固以上の刑に処せ
られた時等における退職手当等の支給制限に關する規
定でありますしてこの二条は現行条例と全く同一であります。

第九条はこれは新しく設けた規定でありますして予告を受けない
退職者の退職手当となつておりますが、労働基準法に労働者
を解雇する場合には少なくとも三十日前にその予告をしなけ
ればならない三十日前に予告しない使用者は三十日分以上の手
均賃金を払わなければならぬとの規定がございしますのでこの
労働基準法の規定に準じたいとして一般の退職手当の額が一
カ月の給与の額に満たない時には一般退職手当の他にその差
額に相当する金額を退職手当として支給する規定でござい

います)

労働基準法の精神をこの退職手当支給条例にも生かしてお
るわけでございます)

次の第十条の規定は失業保険法の趣旨に順応いたしましたして
退職後一年間だけは失業しておる場合には一般の労働者が
えらう失業保険金と同一の退職手当を職員にも最低限支給し
てやろうという規定でありましてこれは現在の条例にもござい
ます、第十一条は死亡による退職の場合に退職手当を支給いたし
ます、遺族の範囲と順位を合理的に明確にいたしました、次条であり
ますが趣旨は現行条例と全く同じでございます)

次の第十二条これは新しく設けた規定でございまして、起訴中に
退職した場合の退職手当の取り扱い、職員が刑事事件に関係
いたしまして起訴された場合でよく起訴されますと職員は
判決の前に退職するという事例が多いのであります)

がこうした場合には判決後確定までは退職金を支給しないとい
うことをここで規定したものであります、次の第十三条、第十四
条は新しく設けた規定でございまして、第十三条は職員が引き
続いて福生町以外の公務員となり、退職手当に関する勤務期
間の通算規定があります場合にはこの条例による退職手当
は支給しないという規定を定めたとあります)

こういう事例は普通はないのであります、が町村合併等が起る
と当然福生町の職員が何々市の職員となった場合には、通算
規定が必ずできると思いますので、そうした場合には町として
はそこで打ち切つて退職手当は支給しないという日を定めたと
のであります)

最後の第十四条はこの条例の実施上必要な細かい事項につぎまし
ては町長の定める規則に委任していただく日を規定したものであ
ります)